



2022年5月23日

各 位

会 社 名 株式会社フージャースホールディングス
代 表 者 名 代表取締役 社長執行役員 小 川 栄 一
(コード番号：3284 東証プライム市場)
問 い 合 わ せ 先 執行役員 経営企画室長 鳴 神 吉 朗
電 話 番 号 03 - 3287 - 0704

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月24日に開催予定の第9期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に、下記のとおり定款の一部変更議案について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の目的および概要

(1) 当社は、2022年3月10日付「代表取締役の異動（増員）、執行役員制度の見直し、監査等委員会設置会社への移行、および今後の役員体制に関するお知らせ」にて公表のとおり、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の業務執行者に対する監督機能の強化、および実効的な監査体制の確保を図るとともに、経営陣の迅速な業務執行体制の構築とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除を行うとともに、業務執行の決定の委任に関する規定の新設、取締役の員数に関する規定の変更等を行います。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更いたします。

- ① 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除いたします。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第13条（電子提供措置等）第1項を新設いたします。
- ③ 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第13条（電子提供措置等）第2項を新設いたします。
- ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けます。なお、本附則は期日経過後

に削除するものとします。

- (3) 第1条(商号)で定める商号の英文表記の変更をいたします。
- (4) 事業の多様化に対応するため、第2条(目的)に目的事項の追加を行います。
- (5) 執行役員制度の見直し(2022年3月10日付「代表取締役の異動(増員)、執行役員制度の見直し、監査等委員会設置会社への移行、および今後の役員体制に関するお知らせ」参照)に伴い、第21条(役付取締役及び代表取締役)について、代表取締役社長を選定しなければならない旨を、代表取締役を選定しなければならない旨に変更いたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

- (1) 定款変更のための定時株主総会開催日(予定): 2022年6月24日
- (2) 定款変更の効力発生日(予定): 2022年6月24日

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (商号) 当社は、株式会社フージャースホールディングスと称し、英文では、H o o s i e r s H o l d i n g s と表示する。</p> <p>第2条 (目的) 第1号～第26号 <省略></p> <p><新設></p> <p>第27号～第36号 <省略></p> <p>第3条～第4条 <省略></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条～第10条 <省略></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第12条 <省略></p> <p>第13条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p><新設></p> <p>第14条～第16条 <省略></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条 <省略></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (商号) 当社は、株式会社フージャースホールディングスと称し、英文では、H o o s i e r s H o l d i n g s C o . , L t d . と表示する。</p> <p>第2条 (目的) 第1号～第26号 <現行どおり></p> <p>第27号 <u>資金の貸付け、社債の取得、新株予約権の取得、配当の受取り若しくは売却益の獲得を目的とする株式の取得又はこれらの行為を行うことを目的とする組合契約又は投資事業有限責任契約の締結により、他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務</u></p> <p>第28号～第37号 <現行どおり></p> <p>第3条～第4条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条～第10条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第12条 <現行どおり></p> <p><削除></p> <p>第13条 (電子提供措置等) <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>第14条～第16条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条 <現行どおり></p>

第18条 (取締役の員数)

当社の取締役は10名以内とする。

第19条 (取締役の選任方法)

取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

<新設>

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

<新設>

第20条 (取締役の任期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

<新設>

<新設>

<新設>

第21条 (役付取締役及び代表取締役)

取締役会の決議によって、取締役の中から、代表取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

2 代表取締役社長は当社を代表し、会社の業務を統轄する。

第18条 (取締役の員数)

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

第19条 (取締役の選任方法)

取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。

3 取締役の選任については、累積投票によらない。

4 当社は、会社法第329条第3項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

第20条 (取締役の任期)

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4 前条第4項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

第21条 (代表取締役及び役付取締役)

取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、代表取締役を1名以上選定し、必要に応じて、取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

2 代表取締役は当社を代表し、会社の業務を統轄する。

3 取締役会はその決議によって、代表取締役社長のほかに、取締役の中から当社を代表する取締役を選定することができる。

第22条 <省略>

第23条 (取締役会の招集手続)

取締役会を招集するときは、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第24条 <省略>

第25条 (取締役会の議事録)

取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第26条 (取締役会の決議の省略)

当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

<新設>

第27条 <省略>

第28条 (取締役の報酬等)

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第29条 <省略>

第5章 監査役及び監査役会

第30条 (監査役及び監査役会の設置)

当社は監査役及び監査役会を置く。

第31条 (監査役の員数)

当社の監査役は5名以内とする。

第32条 (監査役の選任方法)

監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

<削除>

第22条 <現行どおり>

第23条 (取締役会の招集手続)

取締役会を招集するときは、各取締役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第24条 <現行どおり>

第25条 (取締役会の議事録)

取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第26条 (取締役会の決議の省略)

当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第27条 (重要な業務執行の委任)

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって重要な業務執行(同条第5項各号の事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第28条 <現行どおり>

第29条 (取締役の報酬等)

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

第30条 <現行どおり>

第5章 監査等委員会

第31条 (監査等委員会の設置)

当社は監査等委員会を置く。

<削除>

<削除>

第33条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

3 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期満了する時までとする。

第34条（常勤監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第35条（監査役会の招集手続）

監査役会を招集するときは、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第36条（監査役会の決議）

監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合のほか、監査役の過半数をもって行う。

第37条（監査役会の議事録）

監査役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第38条（監査役会規程）

監査役会に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第39条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

<削除>

第32条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

第33条（監査等委員会の招集手続）

監査等委員会を招集するときは、各監査等委員である取締役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第34条（監査等委員会の決議）

監査等委員会の決議は、法令に別段の定めのある場合のほか、監査等委員である取締役の過半数をもって行う。

第35条（監査等委員会の議事録）

監査等委員会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第36条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

<削除>

第40条 (監査役の責任免除)

当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。

<新設>

第6章 会計監査人

第41条～第45条 <省略>

第7章 計算

第46条～第49条 <省略>

<新設>

<削除>

第37条 (監査役の責任免除に関する経過措置)

当社は、取締役会の決議によって、監査役であった者の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。なお、第9期定時株主総会における決議に基づく定款一部変更前の定款第40条に規定する責任限定契約を締結した社外監査役であった者については、本条は適用されない。

第6章 会計監査人

第38条～第42条 <省略>

第7章 計算

第43条～第46条 <省略>

(附則)

1 現行定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更定款第13条(電子提供措置等)は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する規定の改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生じるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第13条はなお効力を有する。

3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。